

社 労 連 第 2 0 9 号
平成 2 4 年 5 月 9 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

平成 2 4 年 4 月分以降の国民年金保険料免除期間に係る基礎年金額について

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件に関しまして、厚生労働省年金局事業管理課より別紙のとおり情報提供がございました。

つきましては、貴会におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ホームページ「会員専用ページ」に掲載しておりますことを申し添えます。

(担当：業務部企画課)

別紙

事務連絡

平成24年5月1日

全国社会保険労務士会連合会 御中

厚生労働省年金局事業管理課

平成24年4月分以降の国民年金保険料免除期間に係る基礎年金額について

標記について、別添のとおり、地方厚生（支）局年金調整課、年金管理課及び日本年金機構事業企画部あて周知したので連絡いたします。

別添

事 務 連 絡

平成 2 4 年 5 月 1 日

地方厚生(支)局年金調整課
年金管理課 御中

厚生労働省年金局事業管理課

平成 2 4 年 4 月分以降の国民年金保険料免除期間に係る基礎年金額について

平成 1 6 年年金制度改正において、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 へ段階的に引き上げることとされ、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度の基礎年金給付の国庫負担割合については、特例的な財源を確保することにより、2 分の 1 とする措置が講じられたところです。

現在、平成 2 4 年度の基礎年金の国庫負担割合について 2 分の 1 とするための「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出（平成 2 4 年 2 月 1 0 日閣議決定、同日国会提出）していますが、現時点において、未成立という状況です。

平成 2 4 年 4 月分以降の保険料免除期間にかかる年金額の計算方法についても、同法案の中では、平成 2 4 年 4 月以降に全額免除を受けた期間については満額の 2 分の 1 として計算することを盛り込んでいるところですが、未成立のため、当該期間を有する老齢基礎年金及び寡婦年金に係る年金額計算については、満額の 3 分の 1 として計算することとなります。（※全額免除以外の年金額については別紙参照。）

なお、当該期間分の年金については、法案が成立した場合には、満額の 2 分の 1 として年金額の再計算を行い、差額を支給することとなりますので御了知いただくとともに、管内の市町村に周知していただくようお願いいたします。

<照会先>

厚生労働省年金局

事業管理課給付事業室 齊藤

TEL : 03-5253-1111 (内線 3595)

FAX : 03-3595-2708

(別紙)

<年金額の計算>

平成 24 年 4 月以後の月分の年金から次のとおり年金額を計算する。

① 老齢基礎年金

$$786,500 \text{ 円} \times \frac{\left[\begin{array}{l} \text{保険料納付済月数} + \text{平成 21 年 3 月以前の免除月数の合計 (表 1 の計算後の合計)} + \text{平成 21 年 4 月以降平成 24 年 3 月までの免除月} \\ \text{数の合計 (表 1 の計算後の合計)} + \text{平成 24 年 4 月以降の免除月数の合計 (表 1 の計算後の合計)} \end{array} \right]}{480}$$

② 寡婦年金

上記①の老齢基礎年金の計算方法により計算した額の 4 分の 3

表 1 保険料納付月数／免除月数の年金額への反映

免除区分		年金額への反映		
		平成 21 年 3 月以前 の保険料免除期間	平成 21 年 4 月以降 平成 24 年 3 月まで の保険料免除期間	平成 24 年 4 月以降 の保険料免除期間
保険料納付済期間の月数		月数×1	月数×1	月数×1
保険料 1/4 免除期間の月数	480 月以内の月数	月数×5/6	月数×7/8	月数×5/6
	480 月を超える月数	月数×3/6	月数×3/8	月数×3/6
保険料半額免除期間の月数	480 月以内の月数	月数×4/6	月数×6/8	月数×4/6
	480 月を超える月数	月数×2/6	月数×2/8	月数×2/6
保険料 3/4 免除期間の月数	480 月以内の月数	月数×3/6	月数×5/8	月数×3/6
	480 月を超える月数	月数×1/6	月数×1/8	月数×1/6
保険料全額免除期間の月数	480 月以内の月数	月数×2/6	月数×4/8	月数×2/6
	480 月を超える月数	0	0	0

事 務 連 絡

平成 2 4 年 5 月 1 日

日本年金機構事業企画部 御中

厚生労働省年金局事業管理課

平成 2 4 年 4 月分以降の国民年金保険料免除期間に係る基礎年金額について

平成 1 6 年年金制度改正において、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を 3 分の 1 から 2 分の 1 へ段階的に引き上げることとされ、平成 2 1 年度から平成 2 3 年度の基礎年金給付の国庫負担割合については、特例的な財源を確保することにより、2 分の 1 とする措置が講じられたところです。

現在、平成 2 4 年度の基礎年金の国庫負担割合について 2 分の 1 とするための「国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出（平成 2 4 年 2 月 1 0 日閣議決定、同日国会提出）していますが、現時点において、未成立という状況です。

平成 2 4 年 4 月分以降の保険料免除期間にかかる年金額の計算方法についても、同法案の中では、平成 2 4 年 4 月以降に全額免除を受けた期間については満額の 2 分の 1 として計算することを盛り込んでいるところですが、未成立のため、当該期間を有する老齢基礎年金及び寡婦年金に係る年金額計算については、満額の 3 分の 1 として計算することとなります。（※全額免除以外の年金額については別紙参照。）

なお、当該期間分の年金については、法案が成立した場合には、満額の 2 分の 1 として年金額の再計算を行い、差額を支給することとなりますので、その適正な取扱いに留意していただくようお願いします。

<照会先>

厚生労働省年金局

事業管理課給付事業室 齊藤

TEL : 03-5253-1111 (内線 3595)

FAX : 03-3595-2708

(別紙)

<年金額の計算>

平成 24 年 4 月以後の月分の年金から次のとおり年金額を計算する。

① 老齢基礎年金

$$786,500 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{平成 21 年 3 月以前の免除月数の合計 (表 1 の計算後の合計)} + \text{平成 21 年 4 月以降平成 24 年 3 月までの免除月数の合計 (表 1 の計算後の合計)} + \text{平成 24 年 4 月以降の免除月数の合計 (表 1 の計算後の合計)}}{480}$$

② 寡婦年金

上記①の老齢基礎年金の計算方法により計算した額の 4 分の 3

表 1 保険料納付月数／免除月数の年金額への反映

免除区分		年金額への反映		
		平成 21 年 3 月以前の 保険料免除期間	平成 21 年 4 月以降 平成 24 年 3 月までの 保険料免除期間	平成 24 年 4 月以降 の保険料免除期間
保険料納付済期間の月数		月数×1	月数×1	月数×1
保険料 1/4 免除期間の月数	480 月以内の月数	月数×5/6	月数×7/8	月数×5/6
	480 月を超える月数	月数×3/6	月数×3/8	月数×3/6
保険料半額免除期間の月数	480 月以内の月数	月数×4/6	月数×6/8	月数×4/6
	480 月を超える月数	月数×2/6	月数×2/8	月数×2/6
保険料 3/4 免除期間の月数	480 月以内の月数	月数×3/6	月数×5/8	月数×3/6
	480 月を超える月数	月数×1/6	月数×1/8	月数×1/6
保険料全額免除期間の月数	480 月以内の月数	月数×2/6	月数×4/8	月数×2/6
	480 月を超える月数	0	0	0